

年 月 日

山梨市長 様

「空き家バンク」登録申込書

住 所

氏 名

このことについて、山梨市空き家情報登録制度「空き家バンク」設置要綱に定める制度の趣旨等を理解し、同要綱第4条第1項の規定により、次のとおり「空き家バンク」へ登録を申し込みます。

- 1 契約交渉に関わる全てについて、(公社)山梨県宅地建物取引業協会へ仲介を依頼し、併せて(公社)山梨県宅地建物取引業協会へ情報の提供を承諾いたします。
- 2 登録内容は、別紙「空き家バンク」登録カード(様式第2号)記載のとおりです。

【留意事項】

- 1 山梨市では、情報の紹介や必要な連絡調整等を行いますが、「所有者等」と「利用希望者」間で行なう物件の賃借・売買に関する交渉、契約等に関する仲介業務は、市と業務協定を締結している(公社)山梨県宅地建物取引業協会が行います。なお、仲介に係る報酬については、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第46条第1項の規定に基づく額の範囲となります。
- 2 山梨市個人情報保護条例(平成17年山梨市条例第247号)の規定の趣旨に基づき申込みされた個人情報は、「利用希望者」等への提供のほかは、本事業の目的以外に利用いたしません。
- 3 本事業を利用できる者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びそれに準ずる者でない者としてします。
- 4 市は、交渉・契約等で発生するトラブル等には一切関与いたしません。